

## 障害者差別解消法に関する県及び県教育委員会の取組

### 1 相談窓口の設置

平成 28 年 4 月 1 日に、県(知事部局)において、健康福祉部障がい福祉課に相談窓口を設置。

また、県教育委員会では、人権教育課に相談窓口を設置。

### 2 職員対応要領の策定

障害者差別解消法第 10 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 12 月 28 日付けで、県職員を対象とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領」を策定。

また、県教育委員会においても、県教育委員会事務局及び県立学校職員を対象に平成 28 年 3 月 18 日付けで、同要領を策定。

### 3 職員研修の実施

障害者差別解消法の施行に備え、平成 28 年 1 月から 2 月にかけて、県職員全体に対する説明会(所属長に対して 6 回、一般職員に対して 18 回)を実施。

平成 28 年 4 月以降、新規採用者研修や新任所属長研修において、障害者差別解消法の概要や職員対応要領について説明。

また、県教育委員会では、教職員を対象に、学校における合理的配慮等について研修を実施。

### 4 広報啓発活動の実施

#### (1) 平成 27 年度

- ① 障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラムの開催(主催：内閣府・三重県)(平成 27 年 12 月)
- ② 県の広報紙である「県政だより」(平成 28 年 1 月号)に特集記事の掲載。
- ③ 三重テレビの「県政チャンネル」において啓発番組の放送(平成 28 年 1 月)。
- ④ 伊勢新聞への啓発広告の掲載(平成 28 年 3 月)。
- ⑤ 街頭啓発(津駅前と近鉄四日市駅前の 2 カ所)(平成 28 年 3 月)
- ⑥ 県内の障がい福祉サービス事業所連絡協議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉法人等からの要請に応え、会議や研修会の場において説明。

#### (2) 平成 28 年度

- ① 障害福祉サービス事業者等集団指導時での説明(平成 28 年 7 月に県内 4 会場で説明)

- ② 県や医師会が主催者として開催する社会保険集団指導時での医療機関への説明(平成 28 年 7 月から平成 29 年 2 月までの間に、県内 9 会場で説明)
- ③ 三重県障がい者差別解消セミナーの開催(健康福祉部と三重県障がい者差別解消推進協議会との共催)
  - ・開催日時……平成 28 年 9 月 9 日(金)13 時 30 分から 16 時まで
  - ・場 所……県庁講堂(津市広明町 13 番地)
- ④ 出前トーク等を活用した障がい者団体や人権協議会に対する説明(随時)。
- ⑤ 市町からの要請による市町職員への説明(随時)。

## 5 障害者差別解消地域支援協議会の設置

平成 28 年 8 月に、三重県障がい者差別解消支援協議会を設置。平成 29 年 1 月に、第 2 回協議会を開催予定。

## 6 市町担当者会議での説明

職員対応要領の策定、相談体制の整備、啓発活動の推進等について、情報提供や依頼を行ってきましたが、引き続き法の運用に関する情報共有を図るとともに、職員対応要領の策定などについて働きかけを実施。

県教育委員会においても、市町教育委員会担当者を対象とした会議や市町教育委員会への訪問等の機会を通じ、市町教育委員会における職員対応要領の策定などの働きかけを実施。